令和８年度

柏市立中原中学校
いじめ防止基本方針

Communication

～様々な人たちの多様性を認め

相手を尊重し、対話し、協働すること～

柏市立中原中学校いじめ防止基本方針

本校は，いじめ防止対策推進法第１３条により，「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校は『心豊かなたくましい生徒』を学校教育目標に掲げ，知徳体のバランスのとれた生徒の育成と子どもたちが，安心して，豊かに生活できる学校づくりを目指して教育活動を展開してきたが，生徒指導上の大きなトラブルも毎年発生している。心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業づくりや集団づくりを行うことができるように子どもたちを指導･支援することで幾多の課題を乗り越えてきた。互いを認め合い，だれもが安心して生活できる場であれば，子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし，ひとたび子どもの生活の場に，他人を排除するような雰囲気が形成され，荒れた状況に陥れば，子どもの居場所としての機能を失い，いじめや暴力行為が発生する。子どもにとって，いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく，将来に向けた希望を失わせるなど，深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。さらに，国際化や情報化の進展に伴い，「多様な個性」を認めていくことも肝要である。他者との「違い」を否定するのではく，これからの日本に「必要な個性」として受容し，そのカを最大限に発揮できるようにしていくことが必要である。そこでいじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

⑴　「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。

⑵　いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。

⑶　いじめの問題は，教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。

⑷　家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し，連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

⑸　いじめや不登校，暴力行為，虐待などの様々な問題に対してスクールソーシャルワーカーと連携し，生徒が置かれた環境への働きかけや，児童相談所等の関係機関との連携・調整を行う。

２　生徒の責務

⑴　全ての生徒は，いじめを行ってはならない。

⑵　全ての生徒は，いじめを認識しながらこれを放置してはならない。

⑶　全ての生徒は，いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

３　学校及び教職員の責務

⑴　学校及び学校の教職員は，関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。

⑵　学校及び学校の教職員は，在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

⑶　ＳＯＳの出し方に関する教育の推進を学級活動や道徳等の学習と関連させながら図らなければならない。生徒が悩みを抱えたときに助けを求めることの教育は，校長講話や学級指導，相談窓口一覧の配付等で毎年度実施しなければならない。

４　いじめの定義（法２条）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

（1）　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア　「いじめ防止対策委員会」の設置

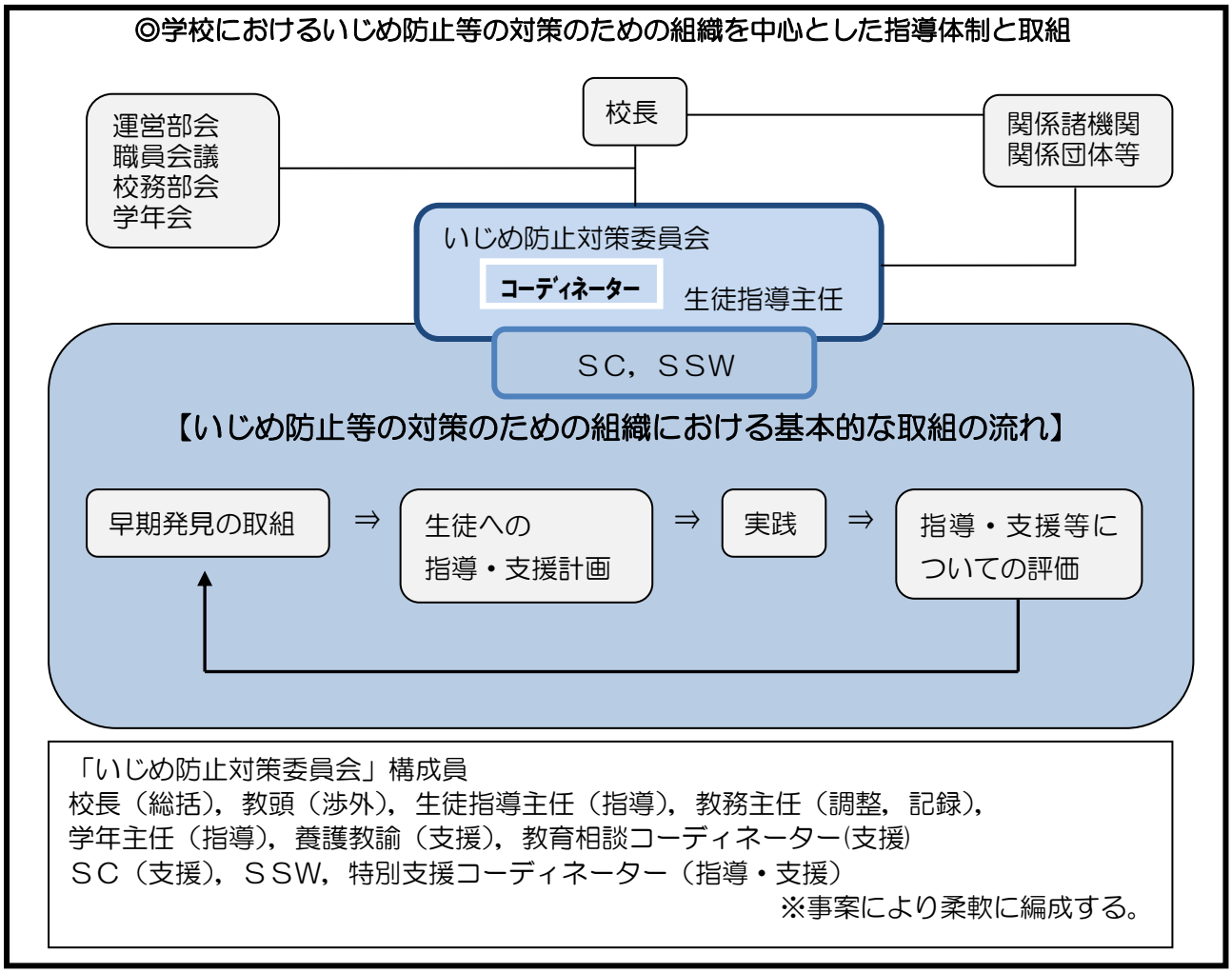

イ　組織の役割

(ｱ)　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

(ｲ)　いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ｳ)　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

(ｴ)　いじめに対する組織的対応の中核としての役割

ウ　会議の開催

⑺　月に１回以上の生徒指導部会の開催，週に１回の情報交換を実施

⑴　いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し，緊急会議を実施

⑵　学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア　未然防止

⑺　自己指導能力の獲得を生かしたわかる授業の実施（学力と生徒指導は相関関係にある）

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言う。これは，多様な教育活動を通して，児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させることである。

ａ　生徒が落ち着いて学習に取り組めるよう授業規律の確立

・２分前着席，授業中の正しい姿勢，発表の仕方や聞き方等授業ルールの指導・徹底

⑴特別な支援や配慮を要する生徒への対応

ａ　外国にルーツのある生徒への対応

・言語や文化の差異からいじめが行われないよう，全校で理解を促進する。

ｂ　特別な支援を必要とする児童生徒への対応

・ＬＤ及びＡＤＨＤ等の発達障害特性を有する生徒がいじめの対象にならぬよう，全校で特別支援教育を推進する。

ｃ　感染症等に関する人権への配慮

・感染症等の感染者，濃厚接触者，感染症の対策や治療にあたる医療従事者等に関する児童生徒に対して，偏見やいじめが起こらぬよう，学校全体で見守る。

ｄ　その他特別な事情がある児童生徒の見守り

⑴　道徳教育の充実

ａ　法やルールの意義や遵守の理解

ｂ　基本的生活習慣や規範意識，自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成

ｃ　主体的に判断し，適正に行動できる人間の育成

⑼　豊かな人間関係づくり

ａ　「豊かな人間関係づくりプログラム」の活用

ｂ　生徒活動（生徒会活動・学校行事・部活動）の活性化，異学年集団での活動の充実

ｃ　多様性を認める態度及び相互理解と連帯感の育成

⑽　規範意識の育成

ａ　いじめ防止対策推進法の周知

ｂ　情報モラル教育，ネットリーフレットの活用による，ネットいじめ防止の啓発

ｃ　生活規律や学習規律の確立

⑾　教師の人権意識の向上

ａ　いじめ事例研修の実施

ｂ　教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

ｃ　過度の競争意識が生徒のストレスを高め，いじめを誘発する可能性があることの共通理解

イ　早期発見

⑺　定期的なアンケート調査

ａ　いじめアンケートの実施（毎学期及び適宜）及び５年間保存

ｂ　学期末の生活アンケートの実施

⑴　教育相談

ａ　教育相談週間の実施（５月，９月）

ｂ　日常の教育相談の充実及び「話す勇気」を持つ指導の充実

ｃ　保護者との面談実施（７月，１０月）

⑼　生徒観察

ａ　チェック項目を決め，複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解（月１回）

ｂ　昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察

⑽　相談窓口の周知

ａ　学校の相談窓口担当者（教頭，養護教諭，教育相談担当）　電話番号（04-7166-5601）

ｂ　いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

ｃ　STANDBY アプリの導入と保護者への周知

ｄ　相談ポストの設置

ウ　いじめの相談・通報，いじめを認知した場合の対応（支援，指導等）

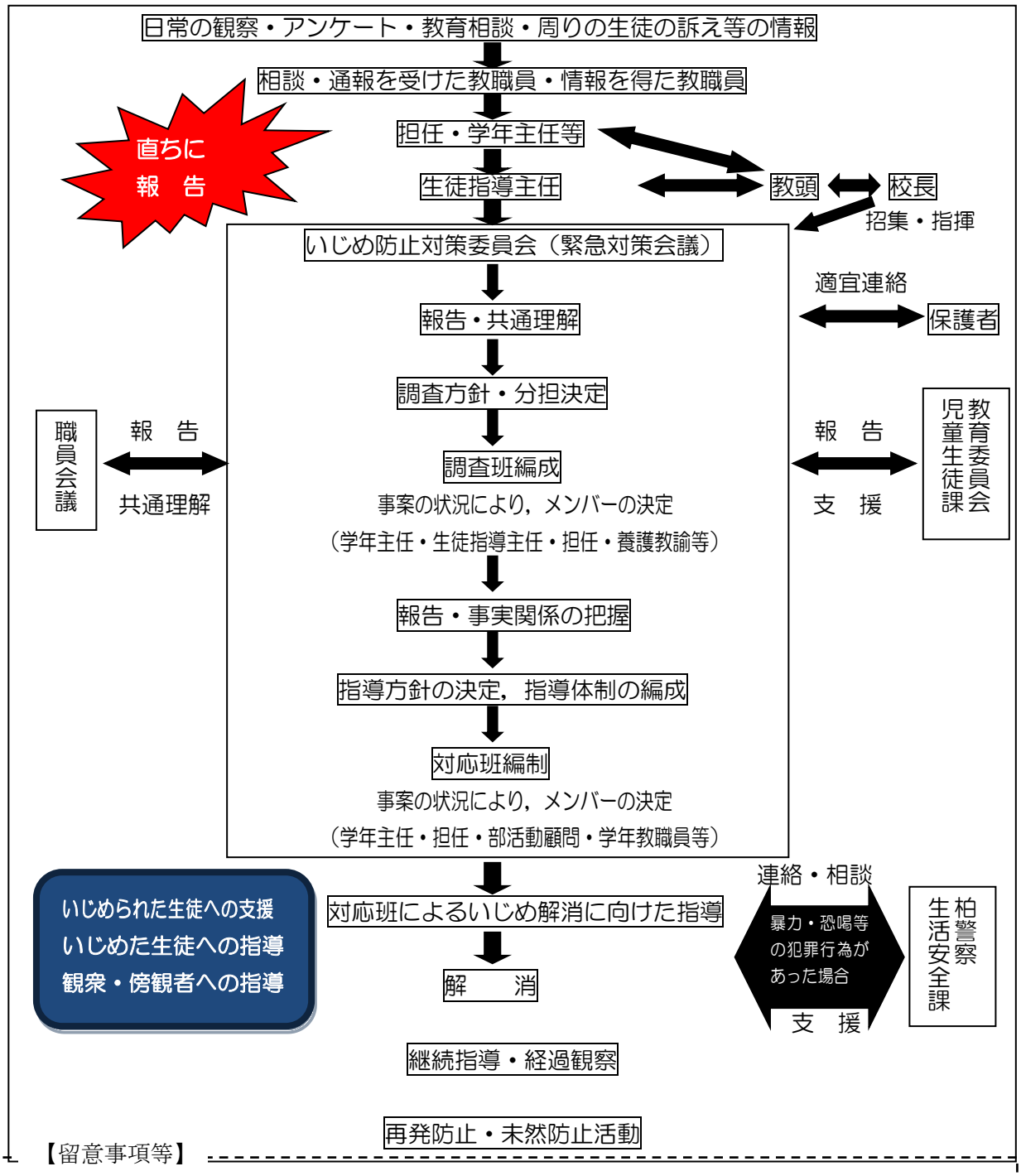

【留意事項等】

気になる情報をキャッチ

・独断せず，いじめ防止対策委員会へ直ちに報告
※情報をキャッチした教職員⇒担任･学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長
・いじめられた生徒を徹底して守る体制を整備

対応チームの組織

○正確な事実確認
・関係生徒からの聞き取り
※1対1でなく複数の教職員で行い，記録を確実にとる。
・1つの事象にとらわれずに，いじめの全体像を把握する。

○指導方針の決定
・指導のねらいを明確にする。
・全ての教職員の共通理解を図る。
・役割分担を確認
・場合によっては関係機関との連携を図る。

○生徒への指導・支援
・被害にあった生徒の保護
・加害生徒へは毅然とした指導，深い内省，人権意識の醸成

○保護者との連携
・原則，家庭訪問
・学校の指導方針を説明，協力依頼

⑺　対応チームの発足

ａ　「いじめ防止対策委員会」を中心に，対応チームを発足する。

ｂ　対応チームのメンバーは学年職員，部活動顧問等，適切な対応ができるように，柔軟に構成する。

⑴　正確な事実確認

ａ　１つの事象にとらわれずに，いじめの全体像を把握する。

ｂ　複数名で聞き取りを行う。

ｃ　いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

⑼　指導方針の決定

ａ　指導のねらいを明確にする。

ｂ　全教職員の共通理解を図り，役割分担を確認する。

ｃ　場合によっては関係機関（警察，児童相談所等）との連携を図る。

⑽　いじめられた生徒への支援

ａ　徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える

ｂ　対応について説明し，不安な点を聞き取り，対応策を示す。

ｃ　表面的に解決したと判断せず，支援を継続する。

ｄ　校内学習支援室等を活用し、安全確保と全面支援(心のケア)を行う。

⑾　いじめた生徒への指導

ａ　いじめを行った背景を理解しつつ，行った行為に対しては毅然と指導する。

ｂ　自分はどうするべきだったのか，これからどうしなくてはならないのかを内省させる。

ｃ　保護者には可及的速やかに事実を説明する。

ｄ　学校による指導で改善が見られない場合は，懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に，保護者の理解を十分に得るように留意する。

⑿　観衆，傍観者への指導

ａ　いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。

ｂ　いじめは絶対に許されない行為であるということ，いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。

ｃ　人権意識の醸成を図る。

（ｷ）いじめの加害者と被害者の関係修復及び再発防止に努める。

エ　継続支援

⑺　チームによる見守り

ａ　いじめられた生徒に安心感を与え，心のケアを行う。

ｂ　教職員がシフトを組み，隙のない体制で見守りを行う。

⑴　定期的な個人面談

ａ　いじめ解決から断続的に個人面談を行い，状況を把握する。

ｂ　スクールカウンセラーによる，面談を実施する。

⑼　家庭への定期連絡

ａ　生徒との面談後，面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。

ｂ　家庭での様子等を聞き，寄り添う姿勢を伝える。

⑽　進級，進学にともなう引継ぎ

ａ　情報共有のもと，生徒間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。
ｂ　１年から２年進級時の学級編制に小学校からの引き継ぎ内容を確実に反映させる。

オ　家庭，地域等との連携

⑺　家庭との連携

ａ　学校基本方針等について保護者に周知し，理解を得る。また，日頃より情報共有しやすい関係を築く。
ｂ　いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し，すみやかに学校に相談するよう啓発する。

⑴　ＰＴＡや地域との連携

ａ　学校基本方針等について地域に周知し，理解を得る。また，情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
ｂ　ＰＴＡといじめ問題について，協議する機会を設ける。

カ　関係機関との連携

⑺　教育委員会児童生徒課，少年補導センターとの連携

ａ　問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
ｂ　相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
ｃ　いじめの状況について報告し，情報を共有する。
ｄ　出席停止措置について協議する。
ｅ　生活環境に問題がある場合には，情報提供をし，児童生徒課，柏児童相談所，民生児童委員とも連携して，生活環境の改善を図る。

⑴　警察との連携

ａ　いじめが暴力行為や恐喝等，犯罪と認められる事案に関しては，早期に柏警察署や東葛地区少年センターに相談し，連携を図る。
ｂ　所轄の警察署との連携を図るため，定期的にまたは必要に応じて，相互協力する体制を整えておく。

＜関係機関一覧＞　※事案によっては，下記関係機関以外との連携を検討する。

関係機関名	連絡先電話番号
柏市教育委員会児童生徒課	０４－７１９１－７２１０
柏市少年補導センター	０４－７１６４－７５７１
柏市役所家庭児童相談	０４－７１６７－１４５８
柏警察生活安全課	０４－７１４８－０１１０
柏児童相談所	０４－７１３１－７１７５
柏児童相談所柏末広支所	０４－７１４７―５４５５
千葉県警東葛地区少年センター	０４－７１６２－７８６７
千葉県こどもと親のサポートセンター	０１２０―４１５－４４６
24 時間子供 SOS ダイヤル	０１２０－０－７８３１０

２　重大事態への対処

⑴　重大事態とは

ａ 児童生徒が自殺を企画した場合
ｂ 心身に重大な被害を負った場合
ｃ 金品等に重大な被害を被った場合
ｄ 精神性の疾患を発症した場合
ｅ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

⑵　重大事態の対処

ａ　重大事態が発生した旨を，教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。
ｂ　教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
ｃ　組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
ｄ　調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対して，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
ｅ　調査結果を，教育委員会児童生徒課へ報告する。
ｆ　重大ないじめ事案や生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には，法第２３条第６項に基づき，直ちに関係機関に支援を要請する。

３　学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

⑴　学校いじめ防止基本方針について

ａ　いじめの防止のための組織を中心に，全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
ｂ　学校基本方針の策定に際し，その内容を保護者や地域住民にも検討してもらい，策定後の取り組みが円滑に進められるように努める。
ｃ　学校ホームページで公表する。

⑵　いじめについての取組について

ａ　学校評価を活用し，いじめ防止の取組について，生徒，教職員，保護者が評価する。
ｂ　評価結果の分析に基づき，取組の改善を図る。
ｃ　評価結果を公表し，生徒，保護者，地域へと周知する。

いじめ対応フローチャート

生徒の行動観察
登下校時・休み時間
授業・給食・清掃時
放課後・部活動・
一人一台端末使用時

アンケートの実施・教育相談の実施・生活ノート等のやりとり・教育心理テスト・スクリーニングシステム・STANDBY アプリ・シャボテンログアプリ

保護者面談の実施
学級担任・学年職員
SC，SSW
養護教諭

外部機関との連携
学校評議員
民生委員児童委員
（主任児童委員）
補導センター等

いじめの可能性発見

いじめの状況把握と事実確認
①5W1Hに基づき，正確に把握する（時系列）
②把握した事実を記録に残す

保護者への連絡・説明
状況および対応策
〇被害側保護者
〇加害側保護者

教育委員会への報告
〇状況および対応策
〇継続的な連絡報告

いじめ解決のための共通理解・共通対応
①対応チームの立ち上げ⇒方針の決定
②全職員での共通理解・共通対応の確認
③いじめを受けた生徒のケア
「絶対に守る」という意思表示と「安全確保」
④関係機関との連携
⑤保護者への説明および協力依頼

謝罪等の調整
再発防止の徹底に向けて協力依頼

関係者会議の実施
〇教育委員会児童生徒課
〇東葛飾教育事務所
〇補導センター
〇柏警察生活安全課
〇児童相談所
〇子どもと親のサポートセンター

トラブルの発生

解決に向けて指導の継続

問題の解決および再発防止に向けて「指導の重点化と見直し」
① いじめを許さない毅然とした指導の展開
　共通理解・共通対応がいじめを許さない土壌をつくる！
② カウンセリングの継続⇒スクールカウンセラーの活用
③ 生命尊重の指導⇒実践事例集を参考に！
④ 人権教育の徹底
⑤ いじめ防止に向けての現職教育⇒校内外での研修の充実
⑥ PTA 主催の保護者研修⇒子どものいじめ（加害）を疑う姿勢

指導の継続および評価と情報公開
① 定期的なアンケートおよび教育相談の実施
② 指導方針や指導方法の見直し
③ 情報の公開および報告